

交通切符による刑事事件の処理について

昭和63年4月6日刑二第86号高等裁判所長官，
地方裁判所長あて刑事局長依命通達

改正 平成3年11月1日刑二第237号
平成5年2月24日刑二第26号
平成5年8月26日刑二第238号
平成6年7月27日刑二第236号
平成8年3月13日刑二第89号
平成13年2月15日刑二第46号
平成13年4月19日刑二第136号
平成15年4月10日刑二第86号
平成16年10月29日刑二第000005号
平成17年3月22日刑二第000055号
平成26年8月28日刑二第505号
平成29年2月24日刑二第76号

昭和63年4月6日付け最高裁判二第8 5号事務総長通達「道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の共用書式による処理について」(以下「事務総長通達」という。)に基づく道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に係る刑事事件の交通切符による処理について、法務省及び警察庁と協議の上、下記のとおり定めましたので、昭和63年5月1日からこれによつてください。

なお、昭和43年6月13日付け最高裁判二第130号刑事局長通達「交通切符制度の運用等について」は、昭和63年4月30日限り、廃止します。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

- 第1 この通達における用語の意義
この通達における「交通切符」、「交通切符(甲)」、「交通切符(乙)」、「交通切符(丙)」、「非反則事件」、「反則金不納付事件」及び「保管場所法違反事件」の用語の意義については、それぞれ事務総長通達の定めによる。
- 第2 交通切符(甲)及び交通切符(丙)による事件の処理を行う庁
1 交通切符(甲)及び交通切符(丙)による事件の処理を行う庁は、別表の「実施簡裁」欄に掲げる簡易裁判所(以下「実施簡裁」という。)とする。
2 別表の「実施簡裁」欄中で◎印を付した実施簡裁については、交通切符(甲)及び交通切符(丙)による事件の処理を行うに当たり、それぞれ「統合区域(簡裁名)」欄に掲げる簡易裁判所の管轄区域内に住所又は居所を有し、かつ、同区域内で違反を犯した者に係る事件について現所在地管轄による公訴の提起をすることを認めるものとする。
- 第3 交通切符による事件の処理の方式
1 交通切符(甲)及び交通切符(丙)による事件の一般的な処理の方式は、警察、検察庁及び裁判所の三者即日処理方式(以下「A方式」という。)、警察及び検察庁間のみの即日処理方式(以下「B方式」という。)又は検察庁及び裁判所間のみの即日処理方式(以下「C方式」という。)とし、各実施簡裁の処理の方式は、別表の「実施方式」欄に掲げる方式とする。
2 交通切符(乙)による事件の処理の方式は、各庁における取扱事件数その他各地の実情を勘案して、警察及び検察庁と協議の上、定めるものとする。
- 第4 交通切符による処理を行わない事件の範囲
非反則事件(物損事故を伴うものを含む。)、反則金不納付事件及び保管場所法違反事件のうち、次の1から4までに掲げるものについては、交通切符による処理を行わないものとする。
1 科刑上一罪又は併合罪の関係にある他の罪(道路交通法違反及び保管場所法違反以外の罪をいう。)を伴うもの
2 道路交通法違反と保管場所法違反を科刑上一罪として処理するのを相当とするもの
3 検察官において自由刑の求刑を相当とするもの
4 交通切符による処理になじまないもの(その罪種については、あらかじめ検事正から警

察に対して実施に関する一般的指示を行う際に明確にされる。)

第5 交通切符による処理手続の運用

交通切符による処理手続の運用に関する一般的な要領は、別紙の「運用要領」とおりとする。

(別紙) 運用要領

第1 交通切符(甲)による非反則事件の処理について

1 警察、検察庁及び裁判所間の三者即日処理方式(A方式)

(1) 警察及び検察庁における手続

ア 警察における手続

(ア) 検挙警察官は、検挙現場又は最寄りの派出所等(以下「検挙現場」という。)において交通切符(甲)の表(1)の違反者等特定欄から「(6)反則制度不該当」欄までを記入する(複写により4枚同時に作成)。

a 「(5)違反事項・罰条」欄

違反事項は□印を○で囲むのみで足りるのが原則であるが、例外として次の各場合がある。

(a) i 違反車両の別により適条を異にする法定速度違反については、それぞれの違反事項下の罰条()内に該当違反に係る適条を記入するほか、((ダブルカッコ))内の「km/h超過」欄に超過速度を、「km/hのところ」欄に法定速度又は指定速度を、「km/h」欄に走行速度を、それぞれ記入する。

ii 違反事項特定のため若干の補足を要する場合には、「⑩補足欄」の□印を○で囲んだ上、同欄に所要の補足文言を記入する。

iii 「(5)違反事項・罰条」欄に掲げられていない罪種については、「⑨その他」欄の□印を○で囲んだ上、①から⑧までの違反事項の表示方法と同一の要領に従って違反事項及び罰条を同欄に記入する必要がある(その記載例は、あらかじめ、切符つづり表紙又は下敷きに掲載する等の方法により明らかにしておく。)

(b) 過失犯の場合には、当該違反事項の□印を○で囲むほか、「⑪過失」欄「□不注意による確認義務不履行」の□印及び確認義務の内容例示部分の□印を○で囲んだ上(確認義務の内容が掲げられていないものについては、その義務内容を余白部分に記入する。),「確認義務不履行」下、「・II」の左側に当該違反に係る罰条を記入する必要がある。

b 「(6)反則制度不該当」欄

「(6)反則制度不該当」欄は、当該事件が告知及び通告を要しないものであることを明らかにするためのものであり、該当事項の一つの□印を○で囲むこととするが、二つ以上の該当事項がある場合には、それぞれの該当事項の□印を○で囲んでも差し支えない。

(a) 「非反則行為」欄は、当該違反行為が反則行為でない場合に□印を○で囲む。

(b) 「非反則行為」欄右側の各欄は、当該違反行為が反則行為に当たる場合に記入するものとする。

i 「無免許・無資格」欄は、当該違反行為をした者が無免許又は無資格者である場合に□印を○で囲む。

ii 「酒気帯び、麻薬等影響」欄は、当該違反行為をした者が違反行為時に、酒に酔った状態又は身体に道路交通法施行令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつた場合に「酒気帯び」の□印を○で囲み、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令第32条の2に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態にあつた場合に「麻薬等影響」の□印を○で囲む。

iii 「交通事故」欄は、当該違反行為をした者が違反行為によつて交通事故を起こした場合に□印を○で囲む。

iv 「居所等不明」欄は、当該違反行為をした者の居所又は氏名が明らかでない場合に□印を○で囲む。

v 「逃亡」欄は、当該違反行為をした者が逃亡するおそれがあると認める場合に□印を○で囲む。

(イ) 検挙警察官は、(ア)の記入をした後、被疑者の免許証を保管し、切符1枚目表の下段に所要の事項を記入した上、切符1枚目表の「出頭日時」欄に違反者が出頭すべき日時を、切符1枚目裏の下段に違反者が出頭すべき場所等を記入して(あらかじめ、

略図及び電話番号と共に印刷しておくことが考えられる。), 切符1枚目を被疑者に交付する。その際、被疑者が出頭すべき日時及び場所を告知する。

- (ウ) 検挙警察官は、次いで、切符2枚目表下の「捜査報告書」中、現認によるかどうかにより該当事項の□印を○で囲み、被疑者に「(5)違反事項・罰条」欄及び「(6)反則制度不該当」欄の各○印を確認させた上、被疑者が任意に応ずる場合には、「供述書」欄を利用し被疑者に供述書を作成させる(同欄に印刷してある自認文言を活用するほか、違反の事情につき弁解の有無を確かめ、弁解のある場合には、その事情を記載させた上、末尾氏名欄に署名を求める。必ずしも押印又は指印を求めることを要しない。)
- (エ) 検挙警察官は、切符2枚目裏上段の「(報告書・続)」の空白部分に、必要に応じ、簡単な見取図、情状に関する弁解の要旨その他参考事項を記入し、「特記事項」欄には、道路の状況(歩車道の別、車道の幅員等)その他の特記事項を記入する。また、当該事件が告知及び通告を要しない事件であることを証明する捜査報告書、実況見分調書、供述調書等を補助用紙を使用して作成する。
- (オ) (ア)から(エ)までの事項が記入された後、警察署においては、切符2枚目から4枚目まで及び作成した捜査報告書、実況見分調書、供述調書等を被疑者から保管した免許証と共に当該事件を処理すべき区検察庁内又はその最寄りの場所に常駐する司法警察員(以下「常駐警察員」という。)に引き継ぐ。

なお、切符4枚目は、警察及び公安委員会において、違反者に対する行政処分 of 資料等として用いられる。

- (カ) 検挙警察官が被疑者に切符1枚目を交付した後、交通切符(甲)の表(1)の違反者等特定欄から「(6)反則制度不該当」欄までの記載に不備又は誤りのあることを発見した場合において、直接当該記載を改変することは、許されない。このことは、その後、警察、検察庁又は裁判所において切符を取り扱う者が不備又は誤りのあることを発見した場合においても同様である。これは、直接当該記載を改変すれば、既に被疑者に交付されている切符1枚目の記載と食い違いが生ずるのみならず、切符2枚目の「捜査報告書」及び「供述書」の内容に実質的な補充又は訂正を加えることになる場合もあるからである。

もつとも、検挙警察官は、不備又は誤りが(1)の違反者等特定欄から「(4)違反場所」欄までに存在するものであり、かつ、検挙現場において被疑者の立ち去らないうちにこれに気付いた場合には、直接当該記載を補充し、又は訂正しても差し支えない(検挙現場における場合でも、誤りが「(5)違反事項・罰条」欄又は「(6)反則制度不該当」欄に存在するときは、検挙警察官は、別の切符に正しい記載をやり直し、その1枚目を被疑者に交付することとなる。)

検察庁において不備又は誤りが発見された場合には、検察官は、不備又は誤りの程度に応じ、当該事件については一応不起訴処分に付し、書類を完備の上、再送致させる取扱いを執るかあるいは「起訴状」欄の余白に補正文言を記載して処理することになるであろう。裁判所としても、この切符によつて裁判書類を作成するに当たっては、同じように所要の補正文言を記載することになるであろう。

なお、切符1枚目を違反者に交付した後において、前記のような不備又は誤りが発見された場合には、発見者においてその都度当該箇所に付せんをはつて、その後の措置に過誤のないよう配慮することが望ましいであろう。

イ 被疑者が常駐警察員の下に出頭した以後の手続

(ア) 常駐警察員の手続

- a 被疑者は、検挙警察官から交付された切符1枚目の記載に従い、あらかじめ「即決裁判・略式手続説明書」に続く「申述書」に署名押印した上、これを持参して、指定出頭日時に指定場所(常駐警察員の常駐場所)に出頭する。
- b 常駐警察員は、被疑者の取調べ後、被疑者の持参した切符1枚目を警察署から引き継いだ切符2枚目及び3枚目と共に一括して検察官に送致する。

(イ) 検察庁における手続

- a 検察庁の事件係事務官は、警察から送付された切符中3枚目を分離してこれを徴収係事務官に送付し、切符2枚目及び1枚目を検察官に配点する。
- b 検察官は、被疑者に事実の認否を確かめ、即決裁判又は略式手続の説明をした上、これによることの異議の有無を確かめ、切符2枚目裏の「起訴状」欄に所要の記入をして、直ちに公訴を提起し、即決裁判又は略式命令の請求をする。被疑者を取り調べた際、弁解その他情状に関する申立てがされた場合において必要があると認めるときは、供述調書(補助用紙を使用することになる。)を作成し添付する。
- c 検察官において不起訴相当と認めた場合には、公訴を提起することなく不起訴処分に付すべきことは当然である。

- d 検察官において反則制度不該当事由が存在せず、道路交通法第130条の規定により公訴を提起することができないものと認めた場合には、「通告欠如」の裁定主文によつて不起訴処分に付し、事件記録を当該検察庁の所在地を管轄する都道府県警察の警視總監又は警察本部長に送付することとなる(昭和43年5月27日付け法務省刑事(総)第400号刑事局長通達「交通反則通告制度の実施に伴う道路交通法等違反事件の処理について」記第三参照)。
 - e 同一の日時及び場所における違反事項が二つ以上ある場合には、検察官は、「起訴状」欄の余白に、罰条として刑法第45条又は第54条を追加する旨を記入して起訴する。
 - f 違反前歴の立証には、原則として、前科調書を作成し添付することとし、特に、無免許運転事犯については、必ず前科調書を作成し添付する。
- (ウ) 裁判所における手続
(手続の順序としては、ここで裁判所における手続が行われることになるが、裁判所における手続については、(2)参照)
- (エ) 被告人が刑(仮納付命令付き)を科せられた場合におけるその後の手続
- a 裁判所において切符1枚目を受領した被告人は、これを検察庁の徴収係事務官に提示し、収入官吏窓口において仮納付金を納付する。
 - b 仮納付金を即納しない者も、切符1枚目を徴収係窓口に提示し、納付告知書(甲)を受領する。
 - c 被告人は、次に、切符1枚目及び現金領収書又は納付告知書(甲)を常駐警察員である警察官に提示し、免許証を受領して退出する。その際、警察官は、切符1枚目表の下段(免許証保管証となつている。)を切り取る。
- (2) 裁判所における手続
- ア 裁判所に対しては、切符2枚目が起訴状及び略式命令請求書又は即決裁判請求書(刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)第462条第1項及び交通事件即決裁判手続法(以下「即決裁判法」という。)第4条第1項参照)並びに刑事訴訟規則(以下「刑訴規則」という。)第289条又は即決裁判法第5条所定の書類として、また、切符1枚目が刑訴法第461条の2第2項の書面として同時に提出される(刑訴法第462条第2項参照)。もつとも、検察官が即決裁判を請求するについては、刑訴法第462条第2項のような規定はないが、交通切符が共用書式であることにかんがみ、この場合においても、常に切符1枚目が添付される。
- なお、検察官が刑訴法第461条の2第1項又は即決裁判法第4条第2項に規定する手続をしたことを明らかにする(刑訴規則第288条及び交通事件即決裁判手続規則(以下「即決裁判規則」という。)第2条参照)については、交通切符と別個に書面を作成することなく切符2枚目裏の「起訴状」欄にその旨記入してこれに代える。
- イ 裁判官が罰金又は科料を科する裁判をした場合には、次の要領による。
- (ア) 略式手続の場合
- a 裁判書を作成するについては、切符2枚目裏の「甲)」を○で囲み略式命令欄を使用する。その際、適用法令等に追記又は訂正を要する場合には、該当欄の余白部分に記入する。
 - b 裁判所書記官は、切符1枚目裏の「略式命令:即決裁判結果通知書」欄を使用してaの裁判書の謄本を作成する。この場合には、「略式命令」の文字を○で囲む。
 - c 裁判所書記官は、切符1枚目(bの謄本)を被告人に交付して送達し、切符2枚目裏下段の「B)送達報告書」欄を使用して送達証書を作成する。この場合には、下から2段目の欄「A・B(○印のもの)につき」のBを○で囲み、記名押印すれば足りることになるが、その他、従前の取扱例に見られるように適当な箇所に受送達者の署名又は押印あるいは指印を求めて後日のために手続の確実を期することができるのはもとよりいうまでもない。
 - d aからcまでの手続が終了した場合には、裁判所書記官は、速やかに切符2枚目を検察庁に送付し、これをもつて検察官に対する裁判の告知とする。
なお、検察庁においては、所定の手続を終えた後速やかに切符2枚目を裁判所に返還し、以後この命令の確定まで裁判所において保管する。
- (イ) 即決裁判手続の場合
- a 裁判所書記官は、切符2枚目裏の「乙)交通事件即決裁判手続調書事項」以下の部分を使用して調書を作成する。すなわち、この「乙)」を○で囲み、「(は)裁判」欄に裁判官が宣告した裁判に従つて罰金又は科料の額、その換刑処分相当金額等を記入し、「(に)裁判をした裁判所及び年月日」及び「(ほ)裁判官の官氏名」の各欄に所要の記入

をした上、下から2段目の欄「A・B（○印のもの）につき」のAを○で囲み、記名押印することになる。

- b 即決裁判の宣告がされたときは、裁判所書記官は、被告人に対し切符1枚目を交付する。この場合、裁判結果を直ちに検察庁に連絡する必要があるときは、切符1枚目裏の「即決裁判結果通知書」部分を利用することができる。ただし、同部分は、法的には略式命令謄本の観点から様式が作成されているので、事実上の連絡にすぎない即決裁判結果通知書として使用する場合には、「即決裁判結果通知書」の文字を○で囲み、「(は)裁判」の「主文」欄に記入して押印する等適宜所要の部分を使用すれば足りる。

ウ 刑訴法第463条又は即決裁判法第6条により、通常の規定に従って審判すべき場合においてその旨検察官に通知したときは、切符2枚目の「捜査報告書」部分を切り離し、他の返還すべき書類等と共に検察官に返還する。略式命令又は即決裁判に対し正式裁判の請求があり、その旨検察官又は被告人に通知したときも同様である(刑訴規則第293条、即決裁判規則第8条参照)。

2 警察及び検察庁間のみの即日処理方式（B方式）

- (1) 警察及び検察庁における手続は、A方式の場合とほぼ同様であるが、検察官の公訴提起に際しては、通常の略式命令の請求だけが行われる。
- (2) 裁判所においては、通常の略式手続によつて事件を処理することになり、裁判官が被告人に罰金又は料金を科する裁判をした場合には、A方式の場合と同じ要領で切符2枚目を利用して略式命令の裁判書を作成し、また、切符1枚目を利用してその謄本を作成の上、被告人に対しては、これを郵便等によつて送達し、検察官に対しては、切符2枚目を送付して裁判の告知を行うものとする。

3 検察庁及び裁判所間のみの即日処理方式（C方式）

- (1) 警察及び検察庁における手続は、被疑者が常駐警察員の下に出頭する手続が行われないことから、検挙現場において免許証の保管がされないことその他の点で、A方式とは若干異なつた運用が行われることになる。
- (2) 裁判所における手続は、A方式と異なるところはない。

4 移送相当事件及び少年のいわゆる逆送事件の取扱い

(1) 移送相当事件

- ア 当該被疑者が当該都道府県以外の都道府県に住居を有する者であり、当該区検察庁に出頭を求めることが酷であると思料される場合においては、検挙警察官は、出頭日時の告知及び免許証の保管を行わず、したがって、切符1枚目を被疑者に交付しない取扱いをする。このような事案にあつては、検挙警察官は、必ず見取図を作成するものとする。
- イ 当該都道府県以外の都道府県に住居を有する者に係る違反事件であつて、警察官による出頭日時の告知及び免許証の保管のない事件の送致を受けた検察官は、当該事件をその者の住居地を管轄する区検察庁の検察官に送致する。
- ウ イによる送致を受けた検察官は、対応する簡易裁判所が実施簡裁である場合には、交通切符により事件を処理し、また、対応する簡易裁判所が実施簡裁でない場合でも、公訴を提起し略式命令等を請求するときは、通常の起訴状及び略式命令請求書等に代えて交通切符を利用することができる。この場合、裁判所が略式手続によるとすると、切符2枚目を利用して裁判書を作成し、切符1枚目を利用してその謄本を作成の上、これを被告人に送達することが考えられ、また、即決裁判手続によつたときでも裁判結果を直ちに検察庁に連絡する必要があるときは、切符1枚目の即決裁判結果通知書の部分を利用することが考えられるので、検察官が交通切符によつて公訴を提起し略式命令等を請求する場合には、必ずその1枚目を添付するものとする。

なお、略式手続によつた場合、検察官に対する裁判の告知は、切符2枚目を送付して行うことになる。

(2) 少年のいわゆる逆送事件

- ア 少年のいわゆる逆送事件について、検察官は、事件を違反少年の住居地を管轄する区検察庁の検察官に送致するものとし、この送致を受けた検察官は、対応する簡易裁判所に対し当該交通切符によつて通常の略式命令の請求をする。この場合、検察官は、必ず切符1枚目を添付する。
 - イ 裁判所における手続は、成人事件のB方式と同じになる。
 - ウ 例外的に少年のいわゆる逆送事件についても、検察庁と協議の上、成人事件の処理に準じ、検察庁及び裁判所間における処理手続について即日処理方式をとることも可能であろう。
- この場合、裁判所の手続は、成人事件のC方式と同じになる。
- エ 切符2枚目及び1枚目の各裏面を利用して裁判書及びその謄本を作成するについて

は、「(は)裁判」の「主文」欄中労役場留置の言渡し部分及び「適用法令」欄中「刑法18条」の字句を抹消することは、もとよりいうまでもない。

第2 交通切符(乙)による反則金不納付事件の処理について

1 警察における手続

(1) 告知及び通告

ア 道路交通法第9章の規定に基づく警察官による告知及び警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)による通告の手続は、交通切符(甲)に類似した4枚一組の「交通反則切符」を利用して行われる。その構成は、1枚目「交通反則告知書・免許証保管証」、2枚目「交通事件原票」、3枚目「交通反則通告書」、4枚目「取締り原票」となっている(「交通反則切符」の様式、使用要領等については、平成29年1月23日付け警察庁丙交指発第4号、丙交企発第7号交通局長通達「交通反則切符の様式等並びに告知及び交通反則告知書等の作成の要領について」参照)。このうち、2枚目の「交通事件原票」は、道路交通法第126条第1項の規定による告知をした警察官が同条第3項の規定により警察本部長にその旨を報告するために作成するものであるが、反則金不納付事件に移行した場合には、事件記録(証拠書類)として検察官に対する送致書に添付され、公訴提起後の立証に利用されることとなる。

また、駐停車違反をした反則者に対する交通巡視員による告知等の手続の運用は、警察官による場合と同様である。この場合、駐停車違反専用の交通反則切符(「(5)違反事項・罰条」欄の記載として、駐停車違反だけが掲げられているもの)が使用され、この様式の「交通事件原票」が違反事実の立証に利用されることがある。

イ 「交通事件原票」の表上段(1)の違反者特定欄から「(5)違反事項・罰条」欄までの様式及び記載要領は、おおむね交通切符(甲)の対応欄における場合と異なるところはない(「(5)違反事項・罰条」欄には道路交通法第125条第1項所定の反則行為に当たるもののみが掲げられていることは、もとよりいうまでもない。)

なお、「(6)反則行為の種別」欄には「車両等の種類(○印のもの)」及び「反則行為の種別」(「(5)違反事項・罰条」欄の記載を引用)が、「(7)反則金相当額」欄には反則行為の種別に応じた反則金に相当する金額が記載される。

同表下段の「道路交通法違反現認・認知報告書」欄、同欄中の「供述書(甲)」欄及び同裏上段の「(報告書:続)」欄の様式及び記載要領は、交通切符(甲)2枚目表の「捜査報告書」欄、「供述書」欄及び同裏の「(報告書:続)」欄の様式及び記載要領と大差がない。

(2) 検察官に対する送致

ア 警察本部長は、通告を受けた反則者が納付期間内に反則金を納付しなかつた場合又は道路交通法第130条第2号に掲げる事由により告知若しくは通告をすることができなかつた場合には、反則金不納付事件として事件を検察官に送致する。

イ アの送致がされる場合には、違反事実を立証するため、「交通事件原票」その他の立証関係書類(速度超過の場合の速度測定記録、積載重量超過の場合の重量測定記録等)が送致書に添付される。

ウ 通告に関する事実の立証として、「交通事件原票」の裏の「3通告」欄が使用される。同欄は警察本部長名義の報告書であつて、「交通事件原票」の表(1)の違反者特定欄から「(7)反則金相当額」欄までの記載が引用される(通告書の送付費用の納付を併せて通告した場合には、その旨及びその金額をも明らかにする。)ほか、通告の方法、日時、納付期限及び変更納付期限が記載されるが、通告書の到達及びその日時については、更に交付通告による場合にあつては反則者の受領印により、郵送通告による場合にあつては別途添付される配達証明書により立証されることとなる。

エ 反則金不納付、通告不能等の事実については、「交通事件原票」の裏下段の「6送致事件該当事由」欄を利用して警察本部長名義の報告書が作成されるほか、被疑者の出頭を求め、同上段の「供述書(乙)」欄の不動文字及び余白を利用して任意に供述書の作成を求めることとなる(反則金不納付の場合に出頭すべき日時及び場所は、3枚目「交通反則通告書」の裏面に明らかにされている。)。さらに、道路交通法第130条第2号所定の事由については、これを証明する資料が別途添付される。

2 検察庁及び裁判所における手続

交通切符(乙)による事件処理は、交通切符(甲)による事件処理とおおむね同様である(証拠書類として、交通反則切符2枚目の「交通事件原票」その他の書類が添付されることについては前述した。)。主な相違点は、専ら、検察庁及び裁判所間の共用書式として利用されるものであるから、警察関係の書類(交通切符(甲)1枚目表の「告知書・免許証保管証」、4枚目の「取締り原票」等)を欠き、また、事件数等の関係から交通切符(甲)3枚目の「徴収金原票」が省略されていることである。そのため、交通切符(乙)は2枚一組みとして構成され、これに応じて起訴状、裁判書、裁判書謄本、結果通知書等の位置が交通切符(甲)と若干異なることに

留意を要する。

3 少年のいわゆる逆送事件の取扱い

少年の反則金不納付事件が少年法第20条の規定により検察官に送致された後の取扱いの要領は、非反則事件の場合と同様である(第1の4の(2)参照)。通告に関する事実、反則金不納付の事実等の立証については、成人の不納付事件の場合と同様、交通反則切符2枚目の「交通事件原票」の裏が用いられる。

また、家庭裁判所において反則金の納付の指示(道路交通法第130条の2)のされた事件にあつては、納付の指示のあつた事実及びこれに対して反則金の納付がなかつた事実に関する立証書類として、家庭裁判所の反則金納付指示書及び警察本部長名義の「指示による反則金不納付者通知書」が提出される。

第3 交通切符(丙)による保管場所法違反事件の処理について

保管場所法違反事件の交通切符(丙)による処理の要領は、警察における取扱要領が次の1及び2のとおりであるほかは、非反則事件を交通切符(甲)により略式手続で処理する場合の要領とほぼ同様であるが、保管場所法違反事件については、免許証保管の制度がないこと及び少年のいわゆる逆送事件がないことに注意する必要がある。

- 1 違反事実を現認した警察官は、違反車両に出頭日時及び出頭場所を指定した書面をはりつける等して、被疑者を最寄りの派出所等に呼び出す。
- 2 派出所等において、警察官は、被疑者から事情を聴取し、違反が成立すると認めた場合には次の措置を執る。
 - (1) 交通切符(丙)の表(1)の違反者等特定欄から「(5)違反事項・罰条」欄までを記入する(複写により4枚同時に作成)。
 - ア 「(3)違反日時」欄
違反日時は確認した違反事実について、その始期と終期を記入する。
 - イ 「(5)違反事項・罰条」欄
違反事項は該当する口印を○で囲み、((ダブルカッコ))内に確認した駐車時間を記入し、夜間8時間以上駐車違反の場合には、所定の欄に違反行為の始期の属する日の日没時刻及び違反行為の終期の属する日の日出時刻を記入する。
 - (2) (1)の記入をした後、切符1枚目表下段の「出頭」欄に被疑者が常駐警察員の所へ出頭すべき年月日時、場所等を記入し、出頭すべき日時及び場所を告知した上、切符1枚目を分離し、これを被疑者に交付する。
 - (3) 切符2枚目表及び2枚目裏の「捜査報告書」欄及び「(報告書:続)」欄中、該当事項の口印を○で囲み、空白部分には捜査の方法その他捜査報告書を作成するに必要な事項を記入し、「(報告書:続)」欄の左上の余白部には違反現場の略図を記入する。
なお、捜査報告書は、違反事実の最初及び最終の現認者が連署し、違反事実の現認者以外に違反者の供述書の作成に立会し、又は違反者の弁解等を聴取した者がある場合には、その者も連署する。
 - ア 「供述書」欄
被疑者に「(5)違反事項・罰条」欄に記入された違反事実を確認させた上、被疑者が任意に応ずる場合には「供述書」欄を利用し、被疑者に供述書を作成させる(同欄に印刷してある自認文言を活用するほか、違反の事情につき弁解の有無を確かめ、弁解のある場合にはその事情を記載させた上、末尾氏名欄に署名を求める。必ずしも押印又は指印を求めることを要しない。)
 - イ 「特記事項」欄
弁解の要旨その他特記すべき事項を記入するほか、保管場所法違反事件と併合罪の關係にある道路交通法違反事件を同時に立件した場合には、交通切符(甲)又は交通反則切符を作成した当該違反行為又は反則行為の違反(反則)事項・罰条を記入する。
なお、違反者が少年の場合には、当該車両の保有者のうち、現実にその車両を使用管理している者の住居及び氏名(法人の場合には、会社名等)を記入する。

(別表)

地裁	実施簡裁	実施 方式	統合区域（簡裁名）
東京	東京	A	
	八丈島	B	
	伊豆大島	B	
	新島	B	
	◎立川	A	八王子，武蔵野，青梅，町田
横浜	◎保土ヶ谷	A	横浜，神奈川，鎌倉，藤沢，川崎
	相模原	A	
	横須賀	A	
	小田原	A	
	◎平塚	A	厚木
さいたま	◎さいたま	A	川口，大宮
	◎越谷	A	久喜
	◎所沢	A	川越，飯能
	◎熊谷	A	本庄，秩父
千葉	◎千葉	A	千葉一宮
	市川	A	
	佐倉	A	
	松戸	A	
	木更津	A	
	館山	A	
	八日市場	A	
	銚子	A	

	東金	A	
	佐原	A	
水戸	◎水戸	A	笠間，日立，常陸太田，石岡
	◎土浦	A	竜ヶ崎，取手
	麻生	A	
	◎下妻	A	下館，古河
宇都宮	宇都宮	A	
	真岡	A	
	大田原	A	
	栃木	A	
	小山	A	
	足利	A	
前橋	前橋	A	
	伊勢崎	A	
	沼田	A	
	桐生	A	
	太田	A	
	館林	A	
	◎高崎	A	藤岡，群馬富岡
	中之条	A	
静岡	静岡	A	
	清水	A	
	島田	A	
	沼津	A	
	熱海	A	

	三島	A	
	富士	A	
	下田	A	
	浜松	A	
	掛川	A	
甲府	甲府	A	
	鯉沢	A	
	◎都留	A	富士吉田
長野	長野	A	
	飯山	A	
	上田	A	
	佐久	A	
	松本	A	
	木曾福島	A	
	大町	A	
	◎諏訪	A	岡谷
	飯田	A	
	伊那	A	
新潟	新潟	A	
	新津	A	
	三条	A	
	佐渡	A	
	新発田	A	
	村上	A	
	長岡	A	

	十日町	A	
	柏崎	A	
	南魚沼	A	
	高田	A	
	糸魚川	A	
大阪	◎大阪	A	豊中，大阪池田，茨木，吹田，東大阪，枚方
	堺	A	
	◎羽曳野	A	富田林
	◎岸和田	A	佐野
京都	◎向日町	A	京都，伏見，右京，宇治，亀岡
	木津	A	
	園部	B	
	舞鶴	A	
	宮津	A	
	京丹後	A	
	福知山	A	
神戸	◎神戸	A	明石
	伊丹	C	
	篠山	C	
	柏原	C	
	◎姫路	A	加古川
	社	C	
	竜野	C	
	豊岡	C	

	浜坂	C	
	洲本	C	
	◎尼崎	A	西宮
奈良	◎奈良	A	宇陀，葛城，五条，吉野
大津	◎大津	A	高島，甲賀
	◎彦根	A	東近江，長浜
和歌山	和歌山	A	
	湯浅	A	
	◎妙寺	A	橋本
	田辺	A	
	串本	B	
	御坊	A	
	新宮	A	
名古屋	名古屋	A	
	春日井	A	
	瀬戸	A	
	津島	A	
	半田	A	
	一宮	A	
	犬山	A	
	岡崎	A	
	安城	A	
	豊田	A	
	豊橋	A	
	新城	A	

津	◎津	A	鈴鹿
	松阪	A	
	伊賀	A	
	伊勢	A	
	熊野	A	
	尾鷲	A	
	◎四日市	A	桑名
岐阜	岐阜	A	
	郡上	C	
	多治見	A	
	中津川	C	
	御嵩	C	
	大垣	A	
	高山	A	
福井	福井	A	
	武生	A	
	大野	A	
	敦賀	A	
	小浜	A	
金沢	金沢	A	
	小松	A	
	七尾	A	
	輪島	A	
	珠洲	A	
富山	富山	A	

	魚津	A	
	高岡	A	
	砺波	A	
広島	広島	A	
	東広島	A	
	可部	A	
	大竹	C	
	呉	A	
	竹原	A	
	尾道	A	
	福山	A	
	府中	A	
	三次	A	
	庄原	A	
山口	山口	A	
	防府	A	
	周南	A	
	萩	A	
	長門	A	
	宇部	A	
	船木	A	
	岩国	A	
	柳井	A	
	下関	A	
岡山	岡山	A	

	玉野	A	
	児島	A	
	倉敷	A	
	玉島	A	
	笠岡	A	
	高梁	A	
	新見	A	
	津山	A	
	勝山	A	
鳥取	鳥取	A	
	倉吉	A	
	米子	A	
松江	松江	A	
	雲南	A	
	出雲	A	
	浜田	A	
	川本	A	
	益田	A	
	西郷	A	
福岡	福岡	A	
	宗像	A	
	甘木	A	
	飯塚	A	
	直方	A	
	田川	A	

	久留米	A	
	うきは	A	
	柳川	A	
	大牟田	A	
	八女	A	
	◎小倉	A	折尾
	行橋	A	
佐賀	佐賀	A	
	鳥栖	A	
	武雄	A	
	鹿島	A	
	唐津	A	
	伊万里	A	
長崎	長崎	A	
	大村	A	
	諫早	A	
	島原	A	
	五島	A	
	新上五島	A	
	厳原	A	
	上県	A	
	佐世保	A	
	平戸	A	
	壱岐	A	
大分	大分	A	

		別府	A	
		杵築	A	
		臼杵	A	
		佐伯	A	
		竹田	A	
		中津	A	
		豊後高田	A	
		日田	A	
熊本		熊本	A	
		宇城	A	
		玉名	A	
		荒尾	A	
		御船	A	
		山鹿	A	
		阿蘇	A	
		高森	A	
		天草	A	
		牛深	A	
		八代	A	
		水俣	A	
		人吉	A	
鹿児島		鹿児島	A	
		伊集院	A	
		種子島	A	
		屋久島	B	

	加治木	A	
	大口	B	
	知覧	A	
	加世田	A	
	指宿	A	
	川内	A	
	出水	A	
	甑島	B	
	鹿屋	A	
	大隅	A	
	名瀬	A	
	徳之島	B	
宮崎	宮崎	A	
	西都	A	
	日南	A	
	都城	A	
	小林	A	
	延岡	A	
	日向	A	
	高千穂	B	
那覇	◎沖縄	A	那覇
	名護	A	
	平良	A	
	石垣	A	
仙台	仙台	A	

	大河原	A	
	古川	A	
	築館	A	
	登米	A	
	石巻	A	
	気仙沼	A	
福島	福島	A	
	相馬	A	
	郡山	A	
	白河	A	
	棚倉	A	
	会津若松	A	
	田島	A	
	いわき	A	
	福島富岡	A	
山形	山形	A	
	新庄	A	
	米沢	A	
	赤湯	A	
	長井	A	
	鶴岡	A	
	酒田	A	
盛岡	盛岡	A	
	花巻	A	
	二戸	A	

	久慈	A	
	遠野	A	
	釜石	A	
	宮古	A	
	一関	A	
	大船渡	A	
	水沢	A	
秋田	秋田	A	
	男鹿	B	
	能代	A	
	本荘	A	
	大館	A	
	鹿角	A	
	横手	A	
	湯沢	A	
	大曲	A	
	角館	A	
青森	青森	A	
	むつ	C	
	野辺地	A	
	弘前	A	
	五所川原	A	
	鯺ヶ沢	A	
	八戸	A	
	十和田	A	

札幌	札幌	A	
	浦河	A	
	静内	A	
	岩見沢	A	
	夕張	A	
	滝川	A	
	室蘭	A	
	伊達	A	
	苫小牧	A	
	小樽	A	
	岩内	A	
函館	函館	A	
	松前	B	
	八雲	B	
	江差	B	
	寿都	B	
旭川	旭川	A	
	深川	A	
	富良野	A	
	名寄	A	
	中頓別	A	
	紋別	A	
	留萌	A	
	稚内	A	
	天塩	A	

釧路	釧路	A	
	根室	A	
	標津	A	
	帯広	A	
	本別	A	
	網走	A	
	北見	A	
	遠軽	A	
高松	高松	A	
	土庄	A	
	◎丸亀	A	善通寺，観音寺
徳島	◎徳島	A	鳴門，吉野川
	◎阿南	A	牟岐
	◎徳島池田	A	美馬
高知	高知	A	
	須崎	A	
	安芸	A	
	中村	A	
松山	松山	A	
	大洲	A	
	八幡浜	A	
	今治	A	
	西条	A	
	新居浜	A	
	四国中央	A	

	宇和島	A	
	愛南	B	